

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)

デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練への支援、  
定額制訓練（サブスクリプション型）等を実施する事業主に対し賃金および訓練経費の一部が助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 下記のいずれかの対象訓練または訓練補助を実施すること
  - 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 … 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練
  - 情報技術分野認定実習併用職業訓練 … IT分野未経験者、およびキャリアコンサルティングの結果、職業経験の実態等から必要と認められる者の即戦力化のための訓練（当該分野の経験者で、業務から長期間離れていた等）
  - 定額制訓練 … サブスクリプション型の研修サービスによる訓練
  - 自発的職業能力開発訓練 … 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担
  - 長期教育訓練休暇等制度 … 働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入
- 「職業能力開発推進者」の選任と「事業内職業能力開発計画」の策定、周知をしていること

## 受給内容

助成対象	対象者	経費助成率		賃金助成額 1人1時間あたり		OJT実施助成額	
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練		75%		960円		-	
情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規 非正規	60% <75%>	45% <60%>	760円 <960円>	380円 <480円>	20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	60% <75%>	45% <60%>	-		-	
自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	45% <60%>		-		-	
長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	20万円 <24万円>		長期教育訓練休暇制度の場合 1日あたり6,000円 <7,200円>		-	

※ < > 内は訓練修了後に賃金を増額した場合の額  
支給限度額は下表のとおりです。なお、個別の助成内容にもそれぞれの支給限度額が設定されています。

助成対象	1事業所1年度あたりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	2,500万円 (うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで)
成長分野等人材訓練	1,000万円

## 取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所